

記載例(1枚目)		氏名又は名称及び住所 (A)		氏名又は名称 借り手 株式会社 ○ ○ ○		住所 (住所が妙高市以外の場合、「定款の写し」及び「耕作証明書」を添付してください。) 妙高市大字○○123番地 (電話番号: 0255 - ○○- ○○○○)		[同意印]									
		利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		氏名又は名称 貸し手 (土地所有者) 農業 次 郎		住所 (住所が妙高市以外の場合、「住所と氏名が印字された公的機関発行の書類のコピー」を添付してください。) 妙高市大字○○789番地 (電話番号: 0255 - ○○- ○○○○)		[同意印]									
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)		利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)		備考					
所在		地番	現況地目	登記面積㎡ (耕作面積㎡)	利用権の種類	内容	始 期	存続期間 (契約期間)	借 賃 10a当たり円	借賃の支払方法	住 所	氏名又は名称	権原の種類	[同意印]	備考		
妙高市大字	字				賃借権	水田として利用	令和○年○月○日	5年	11,000	毎年10月31日までに口座に振込む							
○○	○○○	123-1	田	100㎡ (100㎡)	使用貸借権	普通畑として利用	"	3年	平均額	現金で支払							
○○	△△△	1234	田	100㎡ (100㎡)			"	3年	平均額								
○○	□□□	12-3	田	99㎡ (99㎡)													
合 計		3筆	田	299㎡ (299㎡)													

重要なお知らせ

- ①貸し手については、土地所有者が署名・押印してください。
土地所有者が亡くなっており、相続が済んでいない場合は相続権を有する人全員の同意が必要です。
(全員の同意が難しい場合は、法定相続分の割合の1/2を超える同意があれば、利用権設定することができます。)
- ②以下の場合、添付書類も併せてご提出ください。
【妙高市以外の方の場合】
・個人・住所や氏名漢字の確認のため、住所と氏名が印字された公的機関発行の書類のコピーを一緒に提出してください。(運転免許証、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、住民票、印鑑証明書などのコピー)
・法人・所在地や経営内容等の確認のため、定款の写しを一緒に提出してください。
※借り手の方は、上記の確認書類と併せて耕作証明書(住所地・所在地の市町村農業委員会で発行のもの)を提出してください。
- 【相続が済んでいない農地を賃借する場合】
・貸し手について、法定相続人が複数いる場合は「貸し手」欄にそれぞれ住所氏名を署名・押印してください(市外の居住の方は上記のとおり住所氏名の確認書類も一緒に提出する必要があります)。
・法定相続分の割合の1/2を超える同意があれば利用権設定することができます。(例えば、被相続人に妻、子2人がいる場合、被相続人の妻(法定相続分1/2)だけでは不可。被相続人の妻(1/2)と子一人(1/4)の同意があれば可。必ず1/2を超える同意となるようにしてください)。
・その他、相続関係を表す関係図もご提出ください(自己で作成したものでも結構です。また、農業委員会事務局でも記入用紙をご用意していますのでご利用ください)。

不明な点は、妙高市農業委員会事務局(電話 0255-74-0030)へお気軽にお問い合わせください。

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに
(2) (C) 欄は、大字別に記載する。
(3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものと2段書きする。なお、1筆の一部について利
(4) (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」
(5) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による
(6) (D) 欄の「存続期間(始期)」は「○○年
(7) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の農業委員会が毎年示す賃借情報の平均額を使
(8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支
(9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に
(10) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいない
(11) 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び
(12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協
(13) 農地利用集積円滑化事業の農地所有者代理事

下段に
する)
所を記

記載例（2枚目）

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
一般法人等用（法第18条第2項第6号に規定する者）

整理番号		氏名又は法人名		株式会社 ○○○○○○									
利用権の設定を受ける土地の面積 (A) ㎡	利用権の設定を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	利用権の設定を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況 (D)						利用権の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (F)		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有等（リース及び導入予定も含む）の状況 (G)		
			氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類	数量		
						前年実績	見込み						
農地 299㎡	田	自作地	水稲	妙高太郎	取締役	妙高市 大字○○ ○○○番地	150	150			トラクター (馬力)	台	
		借受地		高原次郎	取締役	妙高市 大字○○ ○○○番地	100	150			田植機	台	
		貸付地		新井三郎	理事	妙高市 大字○○ ○○○番地	100	150			コンバイン (条刈り)	台	
	畑	自作地		地域との役割分担 (E) ・農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。 ・農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守。 ・獣害被害対策への協力等。							乾燥機	台	
		借受地									糶摺機	台	
		貸付地									精米機	台	
採草放牧地	自作地	採草放牧地	畦塗機	台									
	借受地		草刈機	台									
	貸付地		その他 ()	台									
農作業従事者数		3人		雇用労働力(年間延日数)		350人日							

- (記載注意)
- (1) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
 - (2) (C)欄の「利用権の設定を受ける者の主たる経営作目」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (3) (D)欄は、利用権の設定を受ける者が法人である場合のみ記載する。
 - (4) (D)欄の「住所」欄には、会社法上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であって実質的に業務執行についての権限を有し、地域の調整役として責任の持てる者（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。
 - (5) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
 - (6) (E)欄には、地域の農業における他の農業者との役割分担について、利用権の設定を受けた者が担う予定の役割（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等）を記載する。